

令和8年度

近畿農政局預託金等警備輸送業務

仕 様 書

近 畿 農 政 局

1. 業務概要

本業務は、当仕様書で定める警送区間及び運行表に基づき、預託金等警送品の安全、円滑かつ確実な警送を行うものである。

2. 実施日

令和8年10月1日から令和9年3月31日までの各月において、発注者が指定する日（平日開庁日）。各月1回とし、実施日の前月20日までに発注者が実施日を指定する。

3. 警送車両

1台

4. 警送人員

2名

5. 警送区間

日本銀行京都支店（京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町 535）と京都銀行府庁出張所（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 85-4）との区間。

6. 運行表

別紙1のとおりとし、当該運行表に従い警送するものとする。ただし、運行表を受注者が変更せざるを得ないと判断した場合には、事前に発注者に連絡するものとする。また、交通事情等により、指定時間に到着できない場合には、直ちに発注者へ連絡するものとする。

受注者は、不測の障害等により、警送が著しく遅延又は実施が困難となり、発注者の業務に障害が予想される場合は、速やかにその旨を報告し、発注者及び受注者が協議の上、対応策を定めるものとする。

7. 警送品等の授受方法について

（1）日本銀行京都支店において

ア 受注者は、午前9時30分から午前10時までの間に、お客様駐車場に駐車し入店する。

イ 発注者及び受注者は、日本銀行京都支店内で双方の身分確認（社員証等）を行い、警送品等の授受を行う。発注者及び受注者は、封緘バッグ（警送品）の異常の有無を確認し、受渡伝票（物件明細書）を確認した上、受注者は受領印を押印し、当該品を受領する。

（2）京都銀行府庁出張所において

ア 受注者は、午前11時までに、京都府庁西側に隣接する近畿農政局駐車場に駐車し、入店する。

イ 発注者及び受注者は、京都銀行府庁出張所内で双方の身分確認（社員証等）を行

い、警送品等の授受を行う。受注者は発注者に封緘バッグ（警送品）を提出し、受領伝票に受領印を受ける。

8. 警送担当者の選任及び受領印の届出

受注者は、警送担当者の任命に当たっては、その全員につき適任者をこれに充てるものとする。また、発注者及び受注者は、警送品の受領に用いる印章を、それぞれ事前に相手方に届け出るものとする。印章に変更があったときも同様とする。

9. 警送車及び警送担当者

警送に使用する警送車は受注者の車両とし、原則として無線通信装置その他警備上必要な設備を整え、受注者の従業員がこれに警乗し、警送を担当する。受注者の警送担当者は、写真付き社員証及び胸章又は腕章及び届出印章を常に携帯し、発注者から請求があった場合にはこれを提示しなければならない。

10. 業務報告書

月単位で作成し、翌月 10 日までに近畿農政局会計課に提出する。なお、特記事項のない場合は、警送完了時に提出する受領伝票をもって業務報告書に代えることができる。

11. 緊急時の措置

緊急事態が発生した場合は、速やかに臨機の措置を講じ、監督職員に連絡する。

12. 業務の再委託

業務における主要な部分（総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断）の一部または全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、その関係を明確にするとともに、その実施について適切な指導、管理を行うものとする。

13. 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

14. 環境配慮のチェック・要件化

ア 環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

① エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第

112 号)

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）

③ 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

イ 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- ① 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- ② エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ③ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- ④ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- ⑤ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- ⑥ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

15. その他

この仕様書に定めのない事項については、監督職員等及び受注者との協議により決定するものとする。

運 行 表

警送実施日	令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの毎月 1 回 (発注者の指定する日)
警送区間	日本銀行京都支店と京都銀行府庁出張所の間
運行表	日本銀行京都支店 (午前 9 時 30 分から同 10 時までの間) ↓ 京都銀行府庁出張所 (午前 11 時まで) ※交通事情等により指定時間に到着できない場合は、直ちに近畿農政局会計課に連絡すること。